

やまがた 中小企業

山形県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-yamagata.or.jp>

第3号
令和6年度



山形県中小企業青年中央会 山形県観光物産市に出店 『わくわくしごと☆チャレンジ』を開催

本会会員の青年部で組織する山形県中小企業青年中央会(渡辺真一会長)は、8月4日(日)山形市の十日町・本町・七日町大通りで開催された「第43回山形県観光物産市」において、『わくわくしごと☆チャレンジ』を出店しました。

『わくわくしごと☆チャレンジ』は「自分たちの仕事を地域の子も達に知ってもらい興味を持ってもらうために、楽しく学べる職業体験をやりよう」という声からスタートしたもので、各出店青年部がアイデアと工夫を凝らしたお仕事体験コーナーを実施しています。

今年は5青年部が出店し、多くの家族連れが訪れ会場は体験を楽しむ子ども達で賑わいました。各青年部の出店内容は、P2～P3にて紹介いたします。

山形県中小企業青年中央会が山形県観光物産市に出店 『わくわくしごと☆チャレンジ』を開催	①
『わくわくしごと☆チャレンジ』出店青年部の紹介	②～③
育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内	④～⑤
マイナ保険証へ移行のお知らせ	⑥
特集 令和6年7月庄内最上豪雨災害支援活動のご紹介 酒田管工事協同組合	⑦
組合ニュース 東根市管工事業協同組合 50周年記念祝賀会を開催	⑧
組合ニュース 酒田木材工業団地協同組合 50周年記念祝賀会を開催	⑧
山形県工業会と山形県商工関係各課長との懇談会を開催	⑨
山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和6年度通常総会・合同交流会を開催	⑨
山形県中小企業団体事務局協議会 令和6年度通常総会を開催	⑩
情報セキュリティ対策セミナーを開催	⑩
ハラスメント研修を開催	⑪
本会職員採用試験の実施	⑪
令和6年度中小企業組合検定試験	⑫

『わくわくしごと★チャレンジ』

★山形県漬物協同組合青年会

代表者：渡辺真一氏

会員数：11名

野菜でモルック体験!

野菜のイラストのピンを使用し、モルックで遊びながら野菜の名前を覚えらる内容になっています。今年は3回目の企画となりましたが、開催時間中は子供たちが途切れることなく集まり、楽しそうな笑顔を見せてくれました。



★山形県菓子工業組合青年部連合会

代表者：長谷川浩一郎氏

会員数：1名

和菓子づくり体験

伝統的な和菓子である「上生菓子^{じょうなまがし}」の手作り体験。今回は夏の生菓子「あさがお」を選定し、作るだけでなく、材料(小豆、砂糖、寒天など)から説明し、食育にも繋がるよう工夫。準備の都合上、予約制ですが、毎年、早々に埋まってしまう人気コーナーです。



★山形県電機商業組合青年部

代表者：落合強志氏

会員数：77名

手作り乾電池教室

普段、いろんな場面で使われている乾電池の作成体験をしてもらいました。イラストを描いてもらい、世界で一つだけのオリジナル乾電池ができあがります。なかなか珍しい工作なので大好評でした。



★山形電気工事協同組合青年部会

代表者：丹野俊哉氏

会員数：26名

未来の電気工事士

簡単なスイッチ結線作業を通して、白熱電球とLEDランプの消費電力や発熱量等の差を体感し、電気工事への興味とSDGsへの関心を持ってもらいました。また、高所作業車への乗車体験も大変好評でした。



★山形県屋外広告美術協同組合青年部

代表者：小泉貴靖氏

会員数：6名

うちわづくり体験

自分の好きな模様やマークなどのシールをうちわに貼りつけて、この夏ピッタリのオリジナルのうちわを手軽に作ることができます。業界の仕事に楽しく触れることができ、貴重な体験ができました。



山形県中小企業青年中央会 会員大募集!

山形県中小企業青年中央会では、30青年部等が交流・親睦をはかり、コミュニケーションを通じて青年経営者の資質向上と組合青年部の発展向上を目指して活動しています。

主な活動として、今回のわくわくしごと☆チャレンジのほか、研修会、ボウリング大会などを実施しています。また、東北・北海道ブロック、全国の青年中央会との交流もあります。

ぜひ、青年中央会に参加して一緒に青年部活動を盛り上げていきませんか。

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【事務局】 笹原・小関(青年中央会担当)
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階
TEL：023-647-0360 FAX：023-647-0362

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内

令和6年5月31日に公布された今回の改正は、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられています。新たな義務が発生し、令和7年4月1日から段階的に施行されます。(全企業が対象です)以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は今後省令等で定められます。

I：育児・介護休業法の改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- ・事業主は、
 - ・始業時刻等の変更
 - ・テレワーク等(10日/月)
 - ・保育施設の設置運営等
 - ・新たな休暇の付与(10日/年)
 - ・短時間勤務制度
- フルタイムでの柔軟な働き方 ※テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。詳細は省令。

- の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。(※各選択肢の詳細は省令等)
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
 - ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
 - ・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能

改正後

施行日：令和7年4月1日

- 小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

④ 子の看護休暇が見直されます

改正前

【名称】
●「子の看護休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校就学の始期に達するまで
【取得事由】
●病気・けが
●予防接種・健康診断
【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1)引き続き雇用された期間が6か月未満
(2)週の所定労働日数が2日以下

改正後

施行日：令和7年4月1日

【名称】
●「子の看護等休暇」
【対象となる子の範囲】
●小学校3年生修了までに延長
【取得事由】(※詳細は省令)
●感染症に伴う学級閉鎖等
●入園(入学)式、卒園式を追加
【労使協定の締結により除外できる労働者】
●(1)を撤廃し、(2)のみに
(週の所定労働日数が2日以下)

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

- ・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。
- ・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。さらに、配慮に当たって、望ましい対応として、
 - *子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
 - *ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること等を指針で示す予定です。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。
(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

- 公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした} \\ \text{休暇制度を利用した男性労働者の数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- 育児休業(産後パパ育休を含む)
- 法第23条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務)又は第24条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
(※面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者が**テレワーク**を選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

① 法律の有効期限が延長されました

施行日：公布の日(令和6年5月31日)

令和7年(2025年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年(2035年)3月31日までに延長**されました。

- 法律の期限延長にともない、くるみん認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。

② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。
(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)
- 計画策定時の**育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)把握等(PDCAサイクルの実施)**
- 育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)に関する**数値目標の設定**

(※1)省令により、男性の育児休業等取得率とする予定です。

(※2)省令により、フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等とする予定です。

- 一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- 施行日以降に開始(又は内容変更)する行動計画から義務の対象となります。

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせ先

山形労働局 雇用環境・均等室
山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F
TEL:023-624-8228 受付時間:8時30分～17時15分

マイナ保険証へ移行のお知らせ

<マイナ保険証での受診が始まっています!>

令和6年12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。令和6年12月2日以降、新たに健康保険証は発行されません。

※ マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

<マイナ保険証利用のメリット>

安心 より良い医療が受けられる!

- ・診療の情報、薬の情報が医師・薬剤師等と共有でき、重複投薬等のリスクが減少します。
- ・旅行先や災害時に受診する際も、薬等の情報が共有されます。

便利 各種手続きが便利・簡単に!

- ・就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- ・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

<発行済の健康保険証の取扱い>

従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止されますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、**令和7年12月1日まで使用**できます。

<マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法>

マイナ保険証をお持ちでない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます(上記の<マイナ保険証利用のメリット>はありません。)

<既加入者に対する資格情報のお知らせの送付>

健康保険証廃止に伴い、加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続き等を可能にするため、現在の自身の資格情報(記号・番号を含む被保険者の基本情報)が記載された**「資格情報のお知らせ」**が令和6年9月頃に発送されます。資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁の通知があるので、ご自身のマイナンバーと一致しているか確認してください。

<マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較>

名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカードの取得後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色)	・資格取得時に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	紙製カード型	資格取得時に送付(申請不要) ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示(資格情報のお知らせのみでは受診不可)

特集

令和6年7月 庄内最上豪雨災害支援活動のご紹介

酒田管工事協同組合(松永肇理事長)より、7月25日の庄内最上豪雨に伴う災害支援活動について話をうかがいました。

酒田管工事協同組合(松永肇理事長)

【被害状況】



【現地調査・復旧作業】



令和6年7月25日に発生した庄内最上豪雨災害により、酒田市大沢地区を中心とする広域的な上下水道施設が甚大な被害を受けました。この未曾有の災害に際し、矢口酒田市長より、水道施設の災害応援協定書に基づく支援要請を受け、酒田管工事協同組合は、地域社会の生活基盤を迅速に回復させるため、全力を挙げて復旧支援活動を実施いたしました。

今回の支援活動は、酒田市上下水道部職員10名と当組合員企業8社が一体となって5班に編成し、特に被害の甚大な荒瀬川周辺の大沢地区において8月1日から現地調査を開始しました。その後、灼熱の陽射しが続く厳しい環境下での作業でしたが、わずか2日間で調査を終え、直ちに水道管の仮復旧作業に移行いたしました。現地では組合員と市職員が緊密に連携し、連日の作業に取り組んだ結果、8月10日までにほぼ全ての作業を完了することができました。

この度の復旧活動は、市民の皆様の安全と安心を守るための極めて重要な取り組みであり、行政と当組合が一体となり迅速に対応することが求められました。事前に、組合と酒田市上下水道部が何度も協議を重ね、現場の状況に即した対策を講じることで、作業が円滑に進行しました。この活動を通じて、市民の皆様が一日も早く通常の生活に戻り、元の平穏な日常を取り戻されることを心から願っております。

今後も、酒田管工事協同組合は組織力のさらなる強化を図り、行政および市民の皆様からの厚い信頼に応えるべく、不断の努力を続けてまいります。地域社会の重要なライフラインを守り、安定した供給を支えるために、引き続き尽力していく所存です。

東根市管工事業協同組合 50周年記念祝賀会を開催

東根市管工事業協同組合(石垣隆弘理事長)は、7月29日(月)東根市「東根温泉民謡の宿あづまや」において創立50周年記念祝賀会を開催しました。

当組合は、昭和50年に設立し市内の上下水道事業者(組合員)12名で組織しています。同市との災害時における応援協定を締結するほか、同市から受託業務として、市上下水道課の窓口業務、メーター交換業務、開閉栓業務、水道管路維持管理等の業務を実施しています。

祝賀会には、東根市長 土田正剛氏、東根市上下水道部長 深瀬弘之氏、山形県管工事業協同組合連合会会長 鹿野淳一氏をはじめとする多くの来賓のほか、関連企業や組合員等約40名が出席しました。

石垣理事長は「今後とも組合員の技術と技能の向上を図り、ライフラインである水を安全安心に届けるという仕事を通して地域に貢献していきたい」と挨拶し、集まった組合員はこれからの組合の未来に向けて決意を新たにしました。



酒田木材工業団地協同組合50周年記念祝賀会を開催



酒田木材工業団地協同組合(阿部昭理事長)は、8月26日(月)酒田市「ル・ポットフォー」において創立50周年記念祝賀会を開催しました。

当組合は、昭和48年に設立され地域木材産業の拠点として、国産材の安定供給体制の構築を図り、地域産業の充実を目指し活動を続けてきました。現在、木材業及び製材業を営む9名の組合員及び賛助会員で構成され、木材の輸入・輸出事業や木材乾燥事業、受託事業など、多岐にわたる事業を展開しています。

祝賀会には、山形県副知事 平山雅之氏、酒田市長 矢口明子氏、山形県議会議長 森田廣氏、酒田市議会議長 佐藤猛氏をはじめ、多くの来賓の方々や関連企業、組合員等約35名が出席しました。

阿部理事長は挨拶の中で、「皆様の力強いご支援のお陰で今日の節目を迎えることが出来ました。これからも設立の思いを忘れることなく時代と共に変化する港の環境に対応しながら先輩達が繋いでくれたご縁を未来に引き継いでまいります。」と述べ、今後さらなる組合の発展を誓いました。

山形県工業会と山形県商工関係各課長との懇談会を開催



山形県工業会(前田直之会長・前田製管株式会社)は、7月29日(月)山形市「ホテルメトロポリタン山形」において、山形県商工関係各課長との懇談会を開催しました。この懇談会は、山形県工業会が山形県との連携を深め、本県の製造業振興を推進することを目的に開催しているものです。

はじめに、山形県商工関係各課より、今年度の重点事業について説明がありました。

続いて、「産業界の現状と課題」「県産業労働部への要望等」をテーマに、山形県工業会役員より自社や業界の現状について説明し、意見交換を行いました。

山形県共同店舗運営協議会・山形県スタンプ事業運営連絡協議会 令和6年度通常総会・合同交流会を開催



山形県共同店舗運営協議会(小松壮一会長・協同組合中山ショッピングプラザ)と山形県スタンプ事業運営連絡協議会(枝松正憲会長・協同組合米沢市商店街連盟)の商工関係2団体は、令和6年度通常総会及び合同交流会を開催しました。

はじめに、2団体がそれぞれ通常総会を開催し、全議案が原案通り承認されました。通常総会終了後は、2団体の合同交流会として視察研修会と情報交換会を今年4月にオープンした南陽市「漆山古民家再生シェアスペースつるのこ」にて開催しました。

視察研修会では、当施設の運営元である株式会社高橋木工所の代表取締役 高橋眞己氏を講師にお招きし、築250年の酒蔵をリノベーションし「つるのこ」が完成した経緯や施設運営における今後の展望や計画についてご説明いただきました。

また、情報交換会では、各団体・会員組合の現状や課題、今後の方針などについて活発な意見交換が行われました。

山形県中小企業団体事務局協議会 令和6年度通常総会を開催



山形県中小企業団体事務局協議会は、8月19日(月)山形市「山形国際ホテル」において令和6年度通常総会を開催しました。

はじめに、佐藤会長が挨拶した後、来賓である山形県中小企業団体中央会 江袋副会長兼専務理事の祝辞があり、その後審議に入り、全議案が原案どおり承認されました。また、今回の総会をもって佐藤真司氏(庄内農業機械商工業協同組合)が会長を勇退され、新会長に井上宏彦氏(山形県火災共済協同組合)が就任されました。

総会後の研修会では、東北経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室 室長 大沼留美子氏、山形県よろず支援拠点 コーディネーター 深瀬孔平氏を講師に、『「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のポイント』と題し、価格転嫁・取引適正化にかかる最近の動きと今後の対策、価格転嫁交渉を成功させるコツなどについて説明がありました。

情報セキュリティ対策セミナーを開催

9月6日(金)山形市「ホテルメトロポリタン山形」において、「中小企業のための情報セキュリティ対策セミナー～実践編～」と題し、ハイブリット形式でのセミナーを開催いたしました。当日は会場とWeb出席を合わせて34名の会員組合及びその組合員企業の皆様が参加しました。

一般社団法人中小企業IT経営センター ITコーディネータ 並木博氏を講師としてお招きし、企業として実行すべき重要7項目の取り組み、不審なメール・WEBサイトの判断の演習などリテラシー向上についての説明がありました。

本会では、各保険会社との共済制度として、「サイバー保険制度」を取り扱っております。情報漏えいやサイバー攻撃による損害を補償する保険制度です。ご加入を検討される方は本会までお問い合わせください。



ハラスメント研修を開催

8月19日(月)山形市「霞城セントラル」において、本会職員向けにハラスメント研修をオンラインにて開催いたしました。講師として三井住友海上火災保険株式会社 MS&AD経営サポートセンター アドバイザー 竹内靖人氏にご講演いただき、企業に求められる安全配慮義務、ハラスメントの裁判例、イキイキしている職場づくりなどについての説明がありました。

本会としては、今後もハラスメントに関する研修を定期的に行い、ハラスメントのない職場環境づくりに努めてまいります。

また、今回の研修では三井住友海上火災保険株式会社の経営サポートセンターを活用することで講師謝金が無料で開催することができました。支援メニューも人材育成、事業承継、事業戦略など様々なテーマで実施が可能です。ご活用を検討される方は、本会までお問い合わせください。

MS&AD INSURANCE GROUP
MS&AD 経営サポートセンターのご案内

経営者が抱えるさまざまな課題を、**6つのソリューション**で解決します。

経営相談 ① 地方創生支援 ⑥
研修支援 ② **Solution** ⑤ ビジネスマッチング
団体・業種別勉強会 ③ 経営セミナー開催 ④

豊富な支援実績 **42,494社**
※2023年12月末現在

認定 中小企業経営力強化支援法(現在の「中小企業等経営強化法」)に基づく「**経営革新等支援機関**」として保険業界で初めて認定されました。(平成25年6月)

さまざまな業種の経営者の皆さまのお悩みを
6つのソリューションでご支援します。

- 1 経営相談** 経営に関する疑問にお答えします! リモート相談等にも応じます!
※申請(ご相談費)もご負担ください。
- 2 研修支援** 組織を支える役員・従業員に對する研修のご相談に応じます!
※研修については別途をご確認ください。
- 3 団体・業種別勉強会** 協同組合・事業団体・協会等での講師派遣相談に応じます! 業界に特化した内容で勉強会を開催します!
※選定については別途お問い合わせください。
- 4 経営セミナー開催** 経営者の方にとって関心の高いテーマのセミナーにご招待します!
※選定については別途お問い合わせください。
- 5 ビジネスマッチング** ビジネスマッチングの場をご提供します!
- 6 地方創生支援** 持続可能な社会を実現するための地域の課題解決を自治体・商工団体・金融機関とも連携して支援します!

- 働き方改革に伴う実務対応など、自社の事情にあった個別の相談をしたい
- 役員や従業員のスキルアップを図りたい
- 組合や協会で勉強会を開催したい
業界特有の経営リスクマネジメントを学びたい
- 最新の経営情報を学びたい
- 新しいビジネスに取り組むために、パートナー企業との出会いの場が欲しい
- 自社ビジネスを通じて地域経済を活性化したい

本会職員採用試験の実施

本会職員採用試験を実施します。

受付：令和6年8月23日(金)～令和6年10月4日(金) 17：00

関係書類等を本会事務所必着

資格：①平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法における大学又は大学院を卒業、又は令和7年3月までに卒業見込の方。

(※長期勤務によるキャリア形成を図るため)

②普通自動車運転免許証(AT限定可)を有する者

採用日：令和7年4月1日

人数：若干名

備考：詳細は本会ホームページをご覧ください。

https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/info/811_index_msg.html

- 受験資格** 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。
- 試験科目** 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日** 令和6年12月1日(日)
- 試験地** 札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・京都・松江・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・浦添
- 願書受付期間** 令和6年9月2日(月)～10月21日(月)
- 受験料(税込)** 6,600円 ※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
- お問い合わせ先** お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士 検索

主催/ 全国中小企業団体中央会 後援/ 中小企業庁 協力/ 都道府県中小企業団体中央会